

議第1号

岐阜県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について

岐阜県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則を次のように定めるものとする。

令和5年3月17日提出

岐阜県教育委員会
教育長 堀 貴 雄

(提案理由)

教育委員会事務局の組織再編に伴い、所要の規定整理を行うため。

< 関連法令 >

○教育長に対する権限の委任等に関する規則

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第百六十二号。以下「法」という。)第二十五条第一項の規定に基づき、教育委員会は、次に掲げる事項及び岐阜県教育委員会の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則(平成二十九年岐阜県教育委員会規則第十五号。以下「委任等規則」という。)の規定により知事の補助機関である職員に委任し、又は補助執行させる事務を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

一から十まで 略

十一 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること。

十二から二十まで 略

2 略

岐阜県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の概要

1 改正の前提となる事実

組織改正に伴い所要の改正を行うもの

2 施行日

令和5年4月1日

3 主な改正の内容

- (1) 学校支援課と教職員課を廃止し、義務教育課と高校教育課を新設
- (2) 教育総務課の ICT 教育推進室を廃止
- (3) 特別支援教育課の環境整備係の分掌の一部を、教育財務課へ移管
- (4) 建制順を教育総務課、義務教育課、高校教育課、特別支援教育課、教育研修課、体育健康課、学校安全課、教育管理課、教育財務課の順とする
- (5) 附属機関に岐阜県教育職員免許状再授与審査会を追加

岐阜県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年 月 日

岐阜県教育委員会

教育長 堀 貴 雄

岐阜県教育委員会規則第 号

岐阜県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

岐阜県教育委員会事務局組織規則（昭和三十八年岐阜県教育委員会規則第七号）の第一條を次のように改正する。

第一條の表を次のように改める。

課名	係名	名
教育総務課	管理調整係、職員係、政策企画係、教育企画係	
義務教育課	管理調整係、小中教科教育係、小中総合支援係、小中人権教育係、小中学校人事係、免許係、給与係	
高校教育課	管理調整係、高校教科教育係、高校総合支援係、産業教育係、高校入権教育係、県立学校教員人事係、給与係	
特別支援教育課	管理調整係、特別支援教育企画係、発達障がい教育係	
教育研修課	管理調整係、研修企画係、研修第一係、研修第二係、情報研修係	
体育健康課	管理調整係、学校保健係、学校給食係、学校体育係、部活動改革係	
学校安全課	管理調整係、学校安全係、生徒指導係、地域支援係、教育相談係	
教育管理課	管理調整係、文書法規係、管理指導係	
教育財務課	管理経理係、助成係、施設第一係、施設第二係、技術係、情報基盤係	

第三條の表を次のように改める。

課名	分	事	務
教育総務課	一	教育委員会における県民の窓口に関すること。	

義務教育課	事務
	<ul style="list-style-type: none"> 二 教育委員会における議会の窓口に関すること。 三 教育委員会の会議に関すること。 四 教育委員会委員の秘書に関すること。 五 教育委員会の政策の総合的な企画立案及び調整に関すること。 六 自治体教育の推進に関すること。 七 教育委員会の事務事業の点検及び評価に関すること。 八 県立高等学校（県立中高一貫教育校を含む。）の設置及び廃止に関すること。 九 県立高等学校の課程及び学科の設置及び廃止に関すること。 十 県立高等学校の入学定員に関すること。 十一 事務局の組織及び編制に関すること。 十二 職員（学校に勤務する職員を除く。）の任免、分限、服務、給与その他の人事及び勤務条件に関すること。 十三 栄典、ほう賞及び表彰に関すること。 十四 広報及び広聴に関すること。 十五 教育に係る調査及び統計に関すること。 十六 予算の編成及び決算に関すること。 十七 教育事務所に関すること。 十八 事務局内各課の連絡調整に関すること。 十九 新型コロナウイルス感染症対策の総合的な調整に関すること。 二十 職員の福利厚生及び保健に関すること。 二十一 公務災害補償に関すること。 二十二 恩給及び退職料に関すること。 二十三 公立学校共済組合岐阜支部及び一般財団法人岐阜県教職員互助組合に関すること。 二十四 他課の所掌に属さない事務に関すること。
	<ul style="list-style-type: none"> 一 市町村立の小学校、中学校及び義務教育学校（以下「市町村立小中学校」という。）の教育課程、学習指導及び進路指導に関すること。 二 市町村立小中学校の学校教育の調査研究に関すること。 三 市町村立小中学校の学校教育の教科等の指導に関すること。 四 市町村立小中学校の教科書その他の教材の取扱いに関すること。 五 市町村立小中学校の教育研究団体（教育研究部会）の指導及び助言に関すること。

	<p>六 幼稚園教育に関すること。</p> <p>七 へき地教育の指導に関すること。</p> <p>八 市町村立小中学校の人権教育に関すること。</p> <p>九 市町村立小中学校のPTAに関すること。</p> <p>十 市町村立小中学校及び岐阜市立岐阜特別支援学校に勤務する職員の任免、分限、服務、給与その他の人事及び勤務条件に関すること。</p> <p>十一 市町村立小中学校及び岐阜市立岐阜特別支援学校に勤務する職員の人事評価に関すること。</p> <p>十二 市町村立小中学校及び岐阜市立岐阜特別支援学校の学級編制及び教職員定数に関すること。</p> <p>十三 教育職員の免許に関すること。</p> <p>十四 市町村立小中学校及び岐阜市立岐阜特別支援学校に勤務する職員の退職手当に関すること。</p> <p>十五 市町村立小中学校及び岐阜市立岐阜特別支援学校に勤務する職員の児童手当に関すること。</p> <p>十六 市町村教育委員会、市町村立小中学校及び岐阜市立岐阜特別支援学校の組織及び運営に関すること（市町村立小中学校、岐阜市立岐阜特別支援学校及び幼稚園の設置及び廃止を含む。）。</p> <p>十七 公立専修学校及び公立各種学校に関すること。</p> <p>十八 市町村立小中学校及び岐阜市立岐阜特別支援学校の女性教職員の活躍の推進に関すること。</p>
<p>高校教育課</p>	<p>一 県立高等学校の管理（教育課程上の教育活動の指導に関するものに限る。）に関すること。</p> <p>二 県立高等学校の教育課程、学習指導及び進路指導に関すること。</p> <p>三 県立高等学校の学校教育の調査研究に関すること。</p> <p>四 県立高等学校の学校教育の教科等の指導に関すること。</p> <p>五 県立高等学校の教科書その他の教材の取扱いに関すること。</p> <p>六 県立高等学校の教育研究団体（教育研究部会）の指導及び助言に関すること。</p> <p>七 県立高等学校の生徒の入学、就学及び退学に関すること。</p> <p>八 県立高等学校の入学者選抜に関すること。</p> <p>九 産業教育の振興及び指導に関すること。</p>

	<p>十 県立高等学校の人権教育に関すること。</p> <p>十一 県立学校のPTAに関すること（特別支援教育課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>十二 学校に勤務する職員の任免、分限、服務、給与その他の人事及び勤務条件に関すること（義務教育課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>十三 学校に勤務する職員の人事評価に関すること（義務教育課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>十四 学級編制及び教職員定数に関すること（義務教育課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>十五 学校及び事務局に勤務する職員の退職手当に関すること（義務教育課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>十六 学校及び事務局に勤務する職員の児童手当に関すること（義務教育課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>十七 県立学校の管理（組織及び編制に関するものに限る。）に関すること。</p> <p>十八 市町村立学校の組織及び運営に関すること（義務教育課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>十九 女性教職員の活躍の推進に関すること（義務教育課の所掌に属するものを除く。）。</p>
<p>特別支援教育課</p>	<p>一 県立特別支援学校の設置、管理（教育活動並びに児童及び生徒に関するものに限る。）及び廃止に関すること。</p> <p>二 県立特別支援学校の教育課程、学習指導、生徒指導及び進路指導の支援に関すること。</p> <p>三 公立学校の特別支援教育の調査研究に関すること。</p> <p>四 県立特別支援学校の学校教育の教科等の指導に関すること。</p> <p>五 県立特別支援学校の教科書その他の教材の取扱いに関すること。</p> <p>六 特別支援教育の教育研究団体の指導及び助言に関すること。</p> <p>七 県立特別支援学校の児童及び生徒の入学、就学及び退学に関すること。</p> <p>八 県立特別支援学校の幼稚園及び高等部の入学定員並びに入学者選抜及び入学者選考に関すること。</p> <p>九 県立特別支援学校の人権教育に関すること。</p>

	<ul style="list-style-type: none"> 十 県立特別支援学校のPTAに関すること。 十一 県立特別支援学校の課程、学部及び学科の設置に関すること。 十二 公立学校の特別支援教育の推進に関すること。 十三 特別支援教育の就学奨励に関すること。 十四 障害のある児童及び生徒に関する教育相談に関すること。
教育研修課	<ul style="list-style-type: none"> 一 教育職員の研修に関すること。 二 教育関係機関との連携に関すること。 三 教育関係資料の収集に関すること。 四 総合教育センターの施設運営に関すること。
体育健康課	<ul style="list-style-type: none"> 一 学校保健に関すること。 二 学校給食及び学校における食育に関すること。 三 学校体育に関すること。 四 運動部活動に関すること。 五 部活動改革に関すること。
学校安全課	<ul style="list-style-type: none"> 一 学校安全に関すること。 二 生徒指導に関すること。 三 学校における情報モラルに関すること。 四 教育相談に関すること。
教育管理課	<ul style="list-style-type: none"> 一 文書の管理に関すること。 二 公印に関すること。 三 公文書の公開等情報公開及び個人情報保護の保護に関すること。 四 法令の解釈及び適用上の疑義に係る助言等並びに法令に基づき事務処理の推進に関すること。 五 教職員の懲戒に関すること。 六 教育に係る苦情等及びその調整に関すること。 七 教育に係る苦情等の対応の審査に関すること。 八 ハラスメント及び過労死等の防止に関すること。 九 教職員の勤務環境の改革に関すること。
教育財務課	<ul style="list-style-type: none"> 一 県立学校の施設の整備及びその他の公有財産の管理に関すること。 二 県立学校の経理に関すること。 三 市町村立学校の施設の整備の助成に関すること。

<ul style="list-style-type: none"> 四 県立高等学校の授業料の減免に関すること。 五 児童及び生徒の就学援助に関すること。 六 修学奨励に関すること。 七 教育に関する情報基盤の管理に関すること。

第三条の二第一項中「次の表の上欄に掲げる課」を「教育総務課」に、「同表の中欄」を「次の表の上欄」に改め、同項の表を次のように改める。

空	係
教育対策調整室	教育対策調整係
福利厚生室	厚生係、健康管理・公務災害係

第三条の二第二項の表教育対策調整室の項中「前条の表教育総務課の項第二十号」を「前条の表教育総務課の項第十九号」に改め、同表ICT教育推進室の項を削り、同表福利厚生室の項中「前条の表教職員課の項第五号、第六号、第七号（恩給及び退職料に関することに限る。）及び第九号」を「前条の表教育総務課の項第二十号から第二十二号まで」に改める。

第八条の四の二を削る。

第八条の五及び第八条の六を次のように改める。

第八条の五 義務教育課及び高校教育課に女性教職員活躍推進監を置き、事務職員をもつて充てる。

2 女性教職員活躍推進監は、女性教職員の活躍の推進その他特に命ぜられた事務を処理する。

第八条の六 高校教育課に教員人事管理監を置き、事務職員をもつて充てる。

2 教員人事管理監は、県立学校の教員の人事その他特に命ぜられた事務を処理する。

第八条の十二を第八条の十四とし、第八条の九から第八条の十一までを二条ずつ繰り下げ、第八条の八の次に次の二条を加える。

第八条の九 教育管理課に管性指導監及び地域管理監を置き、事務職員をもつて充てる。

2 管性指導監は、上司の命を受け、その担任事務を処理するほか、課長を補佐し、課の予算、人事その他の内部管理事務を掌理する。

3 地域管理監は、上司の命を受け、その担任事務を処理する。

第八条の十 教育財務課に教育施設整備監を置き、技術職員をもつて充てる。

2 教育施設整備監は、教育施設の整備その他特に命ぜられた事務を処理する。

第十七条の表を次のように改める。

名 称	岐阜県立高等学校入学者選抜に関する諮問会	所 掌 事 務	岐阜県立高等学校入学者選抜に関する事項についての調査審議に関する事務	庶務をつかさどる課
	岐阜県立高等学校活性化計画策定委員会		岐阜県立高等学校活性化計画の策定に関する事項についての調査審議に関する事務	教育総務課
	岐阜県教職員保健審査会		事務局及び教育機関の職員並びに市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第百三十五号）第一条及び第二条に規定する職員の健康管理に関する事項についての調査審議に関する事務	教育総務課
	岐阜県教科用図書選定審議会		義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和三十九年政令第14号）第八条の規定により、県教育委員会との諮問に応じ、義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択基準の作成、選定に必要な資料の作成その他教科用図書の採択に関する事務についての指導、助言、援助に関する重要事項及び教科用図書の採択に関する事項について調査審議し、並びにこれらの事項に関し必要と認める事項を県教育委員会に建議する事務	義務教育課
	岐阜県教育職員免許状再授与審査会		教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和三年法律第五十七号）第二条第六項に規定する特定免許状失効者等に対する免許状の再授与に関する事項についての調査審議に関する事務	義務教育課

岐阜県地方産業教育審議会	産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）第十二条の規定による産業教育に関する重要事項の調査審議及び県教育委員会又は知事に対する建議に関する事務	高校教育課
岐阜県いじめ防止等対策審議会	県立学校におけるいじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号）第一十八条第一項に規定する重大事態及び岐阜県いじめ防止基本方針に基づきいじめの防止等のための対策についての調査審議に関する事務	学校安全課
岐阜県教職員ハラスメント等防止対策審議会	教職員のハラスメント又は業務における過重な負荷等による死亡等の重大事態に関する事項等の調査審議に関する事務	教育管理課

附 則
この規則は、令和五年四月一日から施行する。

岐阜県教育委員会事務局組織規則（昭和三十八年岐阜県教育委員会規則第七号）新旧対照表

目次 略

第一章 略

第二章 本庁

（課及び係の設置）

第二条 事務局の本庁（以下「本庁」という。）に次の表の上欄に掲げる課を置き、課の事務を分掌させるため、それぞれ同表の下欄に掲げる係を置く。

課名	係名
教育総務課	管理調整係、職員係、政策企画係、教育企画係
義務教育課	管理調整係、小中教科教育係、小中総合支援係、小中人権教育係、小中学校人事係、免許係、給与係
高校教育課	管理調整係、高校教科教育係、高校総合支援係、産業教育係、高校人権教育係、県立学校教員人事係、給与係
特別支援教育課	管理調整係、特別支援教育企画係、発達障がい教育係
教育研修課	管理調整係、研修企画係、研修第一係、研修第二係、情報研修係
体育健康課	管理調整係、学校保健係、学校給食係、学校体育係、部活動改革係
学校安全課	管理調整係、学校安全係、生徒指導係、地域支援係、教育相談係
教育管理課	管理調整係、文書法規係、管理指導係
教育財務課	管理経理係、助成係、施設第一係、施設第二係、技術係、情報基盤係

目次 略

第一章 略

第二章 本庁

（課及び係の設置）

第二条 事務局の本庁（以下「本庁」という。）に次の表の上欄に掲げる課を置き、課の事務を分掌させるため、それぞれ同表の下欄に掲げる係を置く。

課名	係名
教育総務課	管理調整係、職員係、政策企画係、教育企画第一係、教育企画第二係
教育管理課	管理調整係、文書法規係、管理指導係
教育財務課	管理経理係、助成係、施設係、技術係
教職員課	管理調整係、免許係、小中学校係、高等学校・特別支援学校係、給与係
教育研修課	管理調整係、研修企画係、研修第一係、研修第二係
学校安全課	管理調整係、学校安全係、生徒指導係、地域支援係、教育相談係
学校支援課	管理調整係、教科教育第一係、教科教育第二係、総合支援第一係、総合支援第二係、産業教育係、人権教育係
特別支援教育課	管理調整係、特別支援教育企画係、発達障がい教育係、環境整備係
体育健康課	管理調整係、学校保健係、学校給食係、学校体育係、部活動改革係

（新）

（旧）

(課の分掌事務)

第二条 前条に規定する課の分掌事務は、次の表のとおりとする。

課名	分掌事務
教育総務課	一 教育委員会における県民の窓口に関すること。 二 教育委員会における議会の窓口に関すること。 三 教育委員会の会議に関すること。 四 教育委員会委員の秘書に関すること。 五 教育委員会の政策の総合的な企画立案及び調整に関すること。 六 自治体教育の推進に関すること。 七 教育委員会の事務事業の点検及び評価に関すること。 八 県立高等学校(県立中高一貫教育校を含む。)の設置及び廃止に関すること。 九 県立高等学校の課程及び学科の設置及び廃止に関すること。 十 県立高等学校の入学定員に関すること。 十一 事務局の組織及び編制に関すること。 十二 職員(学校に勤務する職員を除く。)の任免、分限、服務、給与その他の人事及び勤務条件に関すること。 十三 栄典、ほう賞及び表彰に関すること。 十四 広報及び広聴に関すること。 十五 教育に係る調査及び統計に関すること。 十六 予算の編成及び決算に関すること。 十七 教育事務所に関すること。 十八 事務局内各課の連絡調整に関すること。 十九 新型コロナウイルス感染症対策の総合的な調整に関すること。 二十 職員の福利厚生及び保健に関すること。

(課の分掌事務)

第二条 前条に規定する課の分掌事務は、次の表のとおりとする。

課名	分掌事務
教育総務課	一 教育委員会における県民の窓口に関すること。 二 教育委員会における議会の窓口に関すること。 三 教育委員会の会議に関すること。 四 教育委員会委員の秘書に関すること。 五 教育委員会の政策の総合的な企画立案及び調整に関すること。 六 自治体教育の推進に関すること。 七 教育委員会の事務事業の点検及び評価に関すること。 八 県立高等学校(県立中高一貫教育校を含む。)の設置及び廃止に関すること。 九 県立高等学校の課程及び学科の設置及び廃止に関すること。 十 県立高等学校の入学定員に関すること。 十一 県立高等学校の入学者選抜のあり方(通学区域のあり方)に関することを含む。に関すること。 十二 事務局の組織及び編制に関すること。 十三 職員(学校に勤務する職員を除く。)の任免、分限、服務、給与その他の人事並びに勤務条件に関すること。 十四 栄典、ほう賞及び表彰に関すること。 十五 広報及び広聴に関すること。 十六 教育に係る調査及び統計に関すること。 十七 予算の編成及び決算に関すること。 十八 教育事務所に関すること。 十九 事務局内各課の連絡調整に関すること。 二十 新型コロナウイルス感染症対策の総合的な調整に関すること。

	義務教育課		教育管理課
	<p>二十一 公務災害補償に関すること。</p> <p>二十二 恩給及び退職料に関すること。</p> <p>二十三 公立学校共済組合岐阜支部及び一般財団法人岐阜県教職員互助組合に関すること。</p> <p>二十四 他課の所掌に属さない事務に関すること。</p> <p>一 市町村立の小中学校、中学校及び義務教育学校(以下「市町村立小中学校」という。)の教育課程、学習指導及び進路指導に関すること。</p> <p>二 市町村立小中学校の学校教育の調査研究に関すること。</p> <p>三 市町村立小中学校の学校教育の教科等の指導に關すること。</p> <p>四 市町村立小中学校の教科書その他の教材の取扱いに関すること。</p> <p>五 市町村立小中学校の教育研究団体(教育研究部会)の指導及び助言に関すること。</p> <p>六 幼稚園教育に関すること。</p> <p>七 へき地教育の指導に関すること。</p> <p>八 市町村立小中学校の人権教育に関すること。</p> <p>九 市町村立小中学校のPTAに関すること。</p> <p>十 市町村立小中学校及び岐阜市立岐阜特別支援学校に勤務する職員の任免、分限、服務、給与その他の人事及び勤務条件に関すること。</p> <p>十一 市町村立小中学校及び岐阜市立岐阜特別支援学校に勤務する職員の人事評価に関すること。</p> <p>十二 市町村立小中学校及び岐阜市立岐阜特別支援学校の学級編制及び教職員定数に関すること。</p> <p>十三 教育職員の免許に関すること。</p> <p>十四 市町村立小中学校及び岐阜市立岐阜特別支援学校に勤務する職員の退職手当に関すること。</p> <p>十五 市町村立小中学校及び岐阜市立岐阜特別支援</p>		<p>二十一 ICTを活用した教育に関する企画立案及び調整に関すること。</p> <p>二十二 教育に関する情報基盤の管理に関すること。</p> <p>二十三 ICTを活用した教育に係る研修に関すること。</p> <p>二十四 他課の所掌に属さない事務に関すること。</p> <p>一 文書の管理に関すること。</p> <p>二 公印に関すること。</p> <p>三 公文書の公開等情報公開及び個人情報の保護に關すること。</p> <p>四 法令の解釈及び適用上の疑義に係る助言等並びに法令に基づく事務処理の推進に関すること。</p> <p>五 教職員の懲戒に関すること。</p> <p>六 教育に係る苦情等及びその調整に関すること。</p> <p>七 教育に係る苦情等の対応の審査に関すること。</p> <p>八 ハラスメント及び過労死等の防止に関すること。</p> <p>九 教職員の勤務環境の改革に関すること。</p>

<p>高校教育課</p>	<p>学校に勤務する職員の児童手当に関すること。</p> <p>十六 市町村教育委員会、市町村立小中学校及び岐阜市立岐阜特別支援学校の組織及び運営に関すること（市町村立小中学校、岐阜市立岐阜特別支援学校及び幼稚園の設置及び廃止を含む。）。</p> <p>十七 公立専修学校及び公立各種学校に関すること。</p> <p>十八 市町村立小中学校及び岐阜市立岐阜特別支援学校の女性教職員の活躍の推進に関すること。</p> <p>一 県立高等学校の管理（教育課程上の教育活動の指導に関するものに限る。）に関すること。</p> <p>二 県立高等学校の教育課程、学習指導及び進路指導に関すること。</p> <p>三 県立高等学校の学校教育の調査研究に関すること。</p> <p>四 県立高等学校の学校教育の教科等の指導に関すること。</p> <p>五 県立高等学校の教科書その他の教材の取扱いに関すること。</p> <p>六 県立高等学校の教育研究団体（教育研究部会）の指導及び助言に関すること。</p> <p>七 県立高等学校の生徒の入学、就学及び退学に関すること。</p> <p>八 県立高等学校の入学者選抜に関すること。</p> <p>九 産業教育の振興及び指導に関すること。</p> <p>十 県立高等学校の人権教育に関すること。</p> <p>十一 県立学校のPTAに関すること。（特別支援教育課の所掌に属するものを除く。）</p> <p>十二 学校に勤務する職員の任免、分限、服務、給与その他の人事及び勤務条件に関すること（義務教育課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>十三 学校に勤務する職員の人事評価に関すること（義務教育課の所掌に属するものを除く。）。</p>
<p>教育財務課</p>	<p>一 県立学校の施設の整備（特別支援教育課の所掌に属するものを除く。）及びその他の公有財産の管理に関すること。</p> <p>二 県立学校の経理に関すること。</p> <p>三 市町村立学校の施設の整備の助成に関すること。</p> <p>四 県立高等学校の授業料の減免に関すること。</p> <p>五 児童及び生徒の就学援助に関すること。</p> <p>六 修学奨励に関すること。</p>

	<p>十四 学級編制及び教職員定数に関すること（義務教育課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>十五 学校及び事務局に勤務する職員の退職手当に関すること（義務教育課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>十六 学校及び事務局に勤務する職員の児童手当に関すること（義務教育課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>十七 県立学校の管理（組織及び編制に関することに限る。）に関すること。</p> <p>十八 市町村立学校の組織及び運営に関すること（義務教育課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>十九 女性教職員の活躍の推進に関すること（義務教育課の所掌に属するものを除く。）。</p>
<p>特別支援教育課</p>	<p>一 県立特別支援学校の設置、管理（教育活動並びに児童及び生徒に関するものに限る。）及び廃止に関すること。</p> <p>二 県立特別支援学校の教育課程、学習指導、生徒指導及び進路指導の支援に関すること。</p> <p>三 公立学校の特別支援教育の調査研究に関すること。</p> <p>四 県立特別支援学校の学校教育の教科等の指導に関すること。</p> <p>五 県立特別支援学校の教科書その他の教材の取扱いに関すること。</p> <p>六 特別支援教育の教育研究団体の指導及び助言に関すること。</p> <p>七 県立特別支援学校の児童及び生徒の入学、就学及び退学に関すること。</p> <p>八 県立特別支援学校の幼稚部及び高等部の入学定員並びに入学者選抜及び入学者選考に関すること。</p> <p>九 県立特別支援学校の人権教育に関すること。</p> <p>十 県立特別支援学校のPTAに関すること。</p>

	<p>一 学校に勤務する職員の任免、分限、服務、給与その他の人事並びに勤務条件に関すること。</p> <p>二 学校に勤務する職員の勤務評定に関すること。</p> <p>三 学級編制及び教職員定数に関すること。</p> <p>四 教育職員の免許に関すること。</p> <p>五 職員の福利厚生及び保健に関すること。</p> <p>六 公務災害補償に関すること。</p> <p>七 恩給、退隠料及び退職手当に関すること。</p> <p>八 公立学校共済組合及び財団法人岐阜県教職員互助組合（昭和四十七年二月十六日に財団法人岐阜県教職員互助組合という名称で設立された法人をいう。）に関すること。</p> <p>九 児童手当に関すること。</p>
<p>教職員課</p>	

	<p>十一 県立特別支援学校の課程、学部及び学科の設置に関すること。</p> <p>十二 公立学校の特別支援教育の推進に関すること。</p> <p>十三 特別支援教育の就学奨励に関すること。</p> <p>十四 障害のある児童及び生徒に関する教育相談に関すること。</p>
<p>教育研修課</p>	<p>一 教育職員の研修に関すること。</p> <p>二 教育関係機関との連携に関すること。</p> <p>三 教育関係資料の収集に関すること。</p> <p>四 総合教育センターの施設運営に関すること。</p>
<p>体育健康課</p>	<p>一 学校保健に関すること。</p> <p>二 学校給食及び学校における食育に関すること。</p> <p>三 学校体育に関すること。</p> <p>四 運動部活動に関すること。</p> <p>五 部活動改革に関すること。</p>
<p>学校安全課</p>	<p>一 学校安全に関すること。</p> <p>二 生徒指導に関すること。</p> <p>三 学校における情報モラルに関すること。</p> <p>四 教育相談に関すること。</p>

	<p>十 県立学校の管理（組織及び編制に関することに限る。）に関すること。</p> <p>十一 市町村の教育委員会及び市町村立学校の組織及び運営に関すること（市町村立学校及び幼稚園の設置及び廃止を含む。）。</p> <p>十二 公立専修学校及び公立各種学校に関すること。</p> <p>十三 女性教職員の活躍の推進に関すること。</p>
<p>教育研修課</p>	<p>一 教育職員の研修に関すること。</p> <p>二 教育関係機関との連携に関すること。</p> <p>三 教育関係資料の収集に関すること。</p> <p>四 総合教育センターの施設運営に関すること。</p>
<p>学校安全課</p>	<p>一 学校安全に関すること。</p> <p>二 生徒指導に関すること。</p> <p>三 学校における情報モラルに関すること。</p> <p>四 教育相談に関すること。</p>
<p>学校支援課</p>	<p>一 県立学校の管理（教育課程上の教育活動の指導に関するものに限る。）に関すること。</p> <p>二 県立学校の教育課程、学習指導及び進路指導に関すること。</p> <p>三 市町村立学校の教育課程、学習指導及び進路指導に関すること。</p> <p>四 学校教育の調査研究に関すること。</p> <p>五 学校教育の教科等の指導に関すること。</p> <p>六 教科書その他の教材の取扱いに関すること。</p> <p>七 教育研究団体（教育研究部会）の指導及び助言に関すること。</p> <p>八 県立学校の生徒及び児童の入学、就学及び退学に関すること。</p> <p>九 県立高等学校の入学者選抜の実施に関すること。</p> <p>十 幼稚園教育に関すること。</p>

教育財務課	<p>教育管理課</p> <ul style="list-style-type: none"> 一 文書の管理に関すること。 二 公印に関すること。 三 公文書の公開等情報公開及び個人情報情報の保護に関すること。 四 法令の解釈及び適用上の疑義に係る助言等並びに法令に基づく事務処理の推進に関すること。 五 教職員の懲戒に関すること。 六 教育に係る苦情等及びその調整に関すること。 七 教育に係る苦情等の対応の審査に関すること。 八 ハラスメント及び過労死等の防止に関すること。 九 教職員の勤務環境の改革に関すること。
一 県立学校の施設の整備及びその他の公有財産の	

体育健康課	<p>特別支援教育課</p> <ul style="list-style-type: none"> 十一 へき地教育の指導に関すること。 十二 産業教育の振興及び指導に関すること。 十三 人権教育に関すること。 十四 P.T.A.に関すること。 一 県立特別支援学校の設置、管理（教育活動並びに児童及び生徒に関するものに限る。）及び廃止に関すること。 二 県立特別支援学校の課程、学部及び学科の設置に関すること。 三 県立特別支援学校の教育課程、学習指導、生徒指導及び進路指導の支援に関すること。 四 県立特別支援学校の児童及び生徒の入学、就学及び退学に関すること。 五 県立特別支援学校の幼稚部及び高等部の入学定員並びに入学者選抜及び入学者選考に関すること。 六 県立特別支援学校の教科書その他の教材の取扱いに関すること。 七 県立特別支援学校の人権同和教育に関すること。 八 公立学校の特別支援教育の推進に関すること。 九 公立学校の特別支援教育の調査研究に関すること。 十 特別支援教育の就学奨励に関すること。 十一 特別支援教育に関する教育研究団体の指導及び助言に関すること。 十二 特別支援教育の関係資料の収集に関すること。 十三 障害のある児童及び生徒に関する教育相談に関すること。 十四 県立特別支援学校の施設の整備に関すること。 一 学校保健に関すること。
-------	---

<ul style="list-style-type: none"> 一 管理に關すること。 二 県立学校の經理に關すること。 三 市町村立学校の施設の整備の助成に關すること。 四 県立高等学校の授業料の減免に關すること。 五 児童及び生徒の就学援助に關すること。 六 修学奨励に關すること。 七 教育に關する情報基盤の管理に關すること。
--

(課内室の設置及び分掌事務)
 第三条の二 教育総務課
 に、本庁課内室(本庁の課に置く室をいう。以下同じ。)として次の表の上欄に掲げる室を置き、当該室の事務を分掌させるため、当該室にそれぞれ同表の下欄に掲げる係を置く。

室	係
教育対策調整室	教育対策調整係
福利厚生室	厚生係、健康管理・公務災害係
室	係
教育対策調整室	分掌事務
福利厚生室	前条の表教育総務課の項第二十号から第二十二号まで掲げる事務

2 前項に規定する本庁課内室の分掌事務は、次の表のとおりとする。

第四条から第八条の四まで 略

<ul style="list-style-type: none"> 一 学校給食及び学校における食育に關すること。 二 学校体育に關すること。 三 運動部活動に關すること。 四 運動部活動に關すること。 五 部活動改革に關すること。
--

(課内室の設置及び分掌事務)
 第三条の二 次の表の上欄に掲げる課に、本庁課内室(本庁の課に置く室をいう。以下同じ。)として同表の中欄に掲げる室を置き、当該室の事務を分掌させるため、当該室にそれぞれ同表の下欄に掲げる係を置く。

課	室	係
教育総務課	教育対策調整室	教育対策調整係
	ICT教育推進室	ICT教育企画係、情報基盤係、研修係
教職員課	福利厚生室	厚生係、健康管理・公務災害係
室	係	分掌事務
教育対策調整室	ICT教育推進室	前条の表教育総務課の項第二十号に掲げる事務
福利厚生室	ICT教育推進室	前条の表教育総務課の項第二十一号から第二十二号までに掲げる事務
福利厚生室	福利厚生室	前条の表教職員課の項第五号、第六号、第七号(恩給及び退職料に關することに限る。)及び第九号に掲げる事務

2 前項に規定する本庁課内室の分掌事務は、次の表のとおりとする。

第四条から第八条の四まで 略

第八条の四の二 教育管理課に管理指導監及び地域管理監を置き、事務職員をもつて充てる。

2 管理指導監は、上司の命を受け、その担任事務を処理するほか、課長を補佐し、課の予算、人事その他の内部管理事務を掌理する。

第八条の五 義務教育課及び高校教育課に女性教職員活躍推進監を置き、事務職員をもつて充てる。

2 女性教職員活躍推進監は、女性教職員の活躍の推進その他特に命ぜられた事務を処理する。

第八条の六 高校教育課に教員人事管理監を置き、事務職員をもつて充てる。

2 教員人事管理監は、県立学校の教員の人事その他特に命ぜられた事務を処理する。

第八条の七及び第八条の八 略

第八条の九 教育管理課に管理指導監及び地域管理監を置き、事務職員をもつて充てる。

2 管理指導監は、上司の命を受け、その担当事務を処理するほか、課長を補佐し、課の予算、人事その他の内部管理事務を掌理する。

3 地域管理監は、上司の命を受け、その担当事務を処理する。

第八条の十 教育財務課に教育施設整備監を置き、技術職員をもつて充てる。

2 教育施設整備監は、教育施設の整備その他特に命ぜられた事務を処理する。

第八条の十一から第八条の十四まで 略

第九条及び第九条の二 略

第三章 略

第四章 附属機関

第十七条 附属機関の名称、所掌事務及び庶務をつかさどる課は、次の表のとおりとする。

3 地域管理監は、上司の命を受け、その担当事務を処理する。

第八条の五 教育財務課に教育施設整備監を置き、技術職員をもつて充てる。

2 教育施設整備監は、教育施設の整備その他特に命ぜられた事務を処理する。

第八条の六 教職員課に女性教職員活躍推進監を置き、事務職員をもつて充てる。

2 女性教職員活躍推進監は、女性教職員の活躍の推進その他特に命ぜられた事務を処理する。

第八条の七及び第八条の八 略

第八条の九から第八条の十二まで 略

第九条及び第九条の二 略

第三章 略

第四章 附属機関

第十七条 附属機関の名称、所掌事務及び庶務をつかさどる課は、次の表のとおりとする。

名称	岐阜県立高等学校 入学者選抜に関する諮 問会	所掌事務	岐阜県立高等学校 入学者選抜に関する諮 問会 事項についての調査 審議に関する事務	庶務をつかさどる課	教育総務課
名称	岐阜県立高等学校活 性化計画策定委員会	所掌事務	岐阜県立高等学校 活性化計画の策定に 関する事項について の調査審議に関する 事務	庶務をつかさどる課	教育総務課
名称	岐阜県教職員保健密 査会	所掌事務	事務局及び教育機 関の職員並びに市町 村立学校職員給与負 担法（昭和二十三年 法律第三百三十五号） 第一条及び第二条に 規定する職員の健康 管理に関する事項に 関する調査審議に 関する事務	庶務をつかさどる課	教育総務課
名称	岐阜県教科用図書選 定審議会	所掌事務	義務教育諸学校の 教科用図書の無償措 置に関する法律施行 令（昭和二十九年政 令第十四号）第八條 の規定により、県教 育委員会の諮問に応 じ、義務教育諸学校 において使用する教 科用図書の採択基準 の作成、選定に必要 な資料の作成その他 教科用図書の採択に 関する事務について	庶務をつかさどる課	義務教育課

名称	岐阜県立高等学校入 学者選抜に関する諮 問会	所掌事務	岐阜県立高等学校 入学者選抜に関する諮 問会 事項についての調査 審議に関する事務	庶務をつかさどる課	教育総務課
名称	岐阜県立高等学校活 性化計画策定委員会	所掌事務	岐阜県立高等学校 活性化計画の策定に 関する事項について の調査審議に関する 事務	庶務をつかさどる課	教育総務課
名称	岐阜県教職員ハラス メント等防止対策審 議会	所掌事務	教職員のハラスメ ント又は業務におけ る過重な負荷等によ る死亡等の重大事態 に関する事項等の調 査審議に関する事務	庶務をつかさどる課	教育管理課
名称	岐阜県教職員保健密 査会	所掌事務	岐阜県教育委員会 の事務局及び教育 機関の職員並びに市 町村立学校職員給与 負担法（昭和二十三 年法律第三百三十五 号）第一条及び第二 条に規定する職員の 健康管理に関する事 項についての調査審 議に関する事務	庶務をつかさどる課	教職員課
名称	岐阜県いじめ防止等 対策審議会	所掌事務	岐阜県立学校にお けるいじめ防止対策 推進法（平成二十五 年法律第七十一号） 第二十八条第一項に 規定する重大事態及 び岐阜県いじめ防止	庶務をつかさどる課	学校安全課

<p>岐阜県教育職員免許状再授与審査会</p>	<p>の指導、助言、援助に関する重要事項及び教科用図書の採択に関する事項について調査審議し、並びにこれらの事項に關し必要と認める事項を県教育委員会に建議する事務</p> <p>教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和三年法律第五十七号）第二条第六項に規定する特定免許状失効者等に対する免許状の再授与に關する事項についての調査審議に関する事務</p>	<p>義務教育課</p>
<p>岐阜県地方産業教育審議会</p>	<p>産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）第十二条の規定による産業教育に関する重要事項の調査審議及び県教育委員会又は知事に対する建議に關する事務</p>	<p>高校教育課</p>
<p>岐阜県いじめ防止等対策審議会</p>	<p>県立学校におけるいじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号）第二十八条第一項に規定する重大事態及び岐</p>	<p>学校安全課</p>

<p>岐阜県地方産業教育審議会</p>	<p>基本方針に基づいたいじめの防止等のための対策についての調査審議に関する事務</p> <p>産業教育振興法（昭和二十六年法律第二百二十八号）第十二条の規定による産業教育に関する重要事項の調査審議及び県教育委員会又は知事に対する建議に關する事務</p>	<p>学校支援課</p>
<p>岐阜県教科用図書選定審議会</p>	<p>義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和三十九年政令第十四号）第八条の規定により、県教育委員会の諮問に應じ、義務教育諸学校において使用する教科用図書の採択基準の作成、選定に必要な資料の作成その他教科用図書の採択に關する事務について</p> <p>の指導、助言、援助に關する重要事項及び教科用図書の採択に關する事項について調査審議し、並びにこれらの事項に關し必要と認める事項</p>	<p>学校支援課</p>

第五章 略
附則 略

岐阜県教職員ハラスメント等防止対策審議会	
教職員のハラスメント又は業務における過重な負荷等による死亡等の重大事象に関する事項等の調査審議に関する事務	早県いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止等のための対策についての調査審議に関する事務
	教育管理課

第五章 略
附則 略

	を県教育委員会に建議する事務